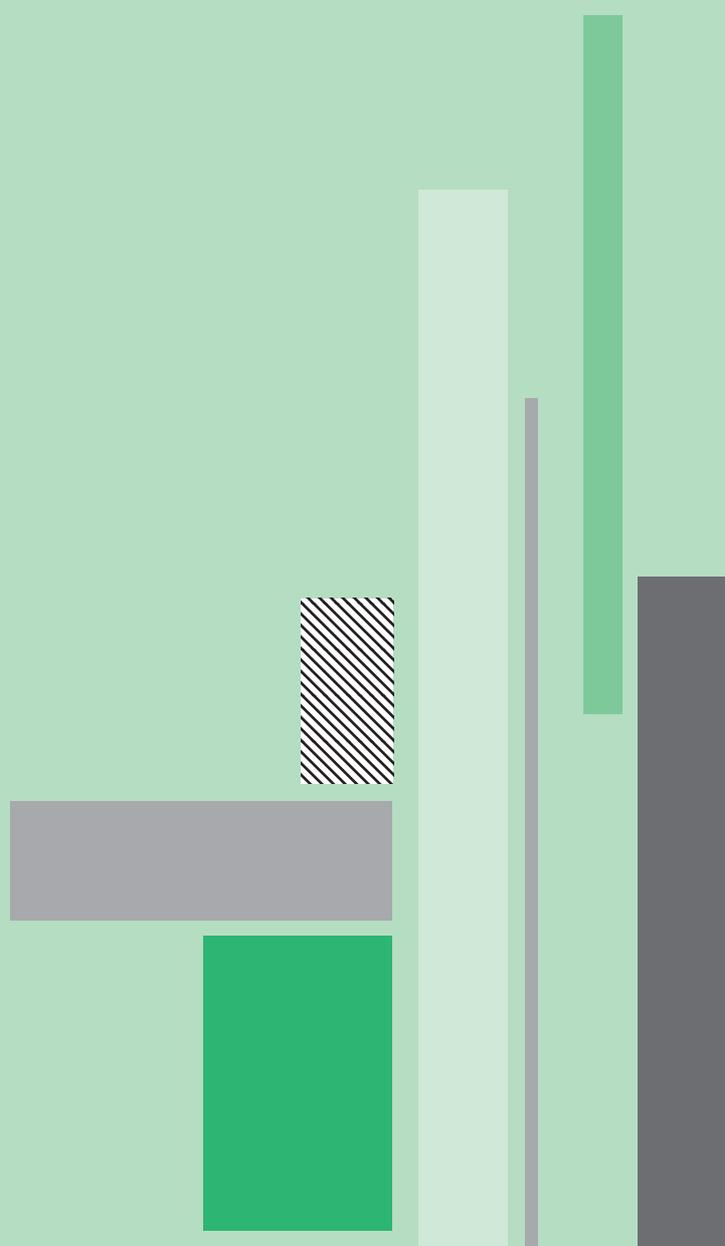


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2014年12月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2014年12月定例会県議会（2014年12月1日～12月19日）

1、村岡正嗣県議の本会議一般質問（2014年12月8日）	2
2、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年12月15日）	19
3、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年12月15日）	22
4、危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年12月17日）	24
5、自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年12月17日）	25
6、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年12月19日）	26
7、知事提出議案に対する反対討論（2014年12月19日）	30
8、議員提出議案に対する反対討論（2014年12月19日）	32
9、決算認定議案への反対討論（2014年12月19日）	33
10 議案及び請願に対する各会派の態度	35
11、日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	37
12、県議会12月定例会をふりかえって（談話）（2014年12月19日）	38

2014年12月定例県議会

1 本会議一般質問

村岡正嗣議員

(2014年12月8日)

- 1 医療費助成制度の拡充で、県民の命を守れ
- 2 ムダな大規模公共事業を中止し、県民の福祉優先の県政へ
- 3 本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を
- 4 非正規雇用の拡大を許さず、安定した雇用の実現を
- 5 子育て世代の就労と子どもたちの豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実を
- 6 米価暴落から農家を守る緊急対策を
- 7 県南部地域の特別支援学校の増設と西南部地域特別支援学校の通学区域再編について
- 8 埼玉県に公立夜間中学の設立を
- 9 県内全駅のバリアフリー化の早期実現を

医療費助成制度の拡充で、 県民の命を守れ

Q. 村岡正嗣議員

乳幼児医療費助成制度ですが、本県においては2008年に通院の助成対象年齢が就学前に拡充されて以降、全く拡充がありません。しかし、県内では来年度、全市町村が中学校卒業まで医療費をおおむね無料とする見込みです。子育て支援に市町村はそれぞれ懸命に頑張っているのです。私はこうした市町村を県として支援すべきと考えます。

お隣の群馬県は、2009年に所得制限なしで入院、通院とも中学校卒業まで無料に踏み出しました。拡充するまでは、無料化を広げるとコンビニ受診が広がると反対の声もあったそうですが、時間外診療の受診件数を見ると、中学校まで無料化した直後に7.3%減少したそうです。

今こそ本県も年齢拡大に踏み切るべきです。

知事の答弁を求めます。

次に、重度心身障害者医療費助成制度について。

この1月から年齢制限が導入され、65歳以上で障害者となった方は対象から除外されます。後期高齢者医療制度に加入しても一割の負担となります。障害と医療は切り離すことはできず、多くの方は医療があって生きていけるのです。腎臓病の方は、基本的に週3回、4時間人工透析を受けなければ生きていけません。腎臓病患者の皆さんからは、「40数年前は透析に自己負担があって、透析を受けられず、苦しい苦しいと言いながら亡くなっていった。このようなことを二度と繰り返してはならない」と深刻な訴えです。

お金で命が左右されるなどあってはなりません。年齢制限は撤回すべきです。保健医療部長の答弁を求めます。

さらに後期高齢者医療費についてです。

「年金が毎年減らされ、暮らしは大変になるばかり、早く死にたい。さらに医療費が高過ぎる」などの声です。本県では、この5年間で後期高齢者医療制度の保険料が平均で年間7万1,000円から7万5,000円に引き上げられ、全国7位の高さです。一方で、2013年度保険給付費支払基金に30億円と財政安定化基金には14億円の積立てを行い、両基金ともに残高は80億円を超えています。

埼玉県は、後期高齢者医療広域連合に昨年度434億円を支出し、事務局長と次長も派遣している立場にあります。高齢者の苦しい暮らしに心寄せるならば、基金を活用した保険料の引下げを指導、助言すべきと考えます。保健医療部長よりお答えください。

A. 上田清司知事

乳幼児への医療費助成については、県は、医療費が多く掛かる子育て家庭をしっかりと支援していくことを政策として考えています。

医療費を推計すると、小学校就学前までが一人当たり年間およそ21万2千円、小学生は10万5千円、中学生が8万5千円となっております。

小学校就学前の乳幼児は小学生、中学生と比べると倍以上の医療費が掛かります。こうしたことを考慮し、県は対象年齢を就学前までとしており、現在、見直しは考えておりません。誠に申し訳ありません。

一方、対象年齢以外の見直しについては行っておりまして、2012年6月に所得制限を緩和いたしました。これにより補助対象を子育て家庭の90%から97%まで拡大いたしました。

今後とも、必要に応じて制度改正を行い、子育て家庭をしっかりと支援してまいります。

群馬県の例についてお話がございましたが、私どもが調べた限りでは群馬県の子供の数は一貫して減少しているが子供の医療費支給件数はほぼ横ばい、したがって、一人当たりの受診は

増えている状況でございますし、時間外の受診件数がその後どうなっているかのデータもないので安易なコンビニ受診が減ったという論拠にはならないのではないかと考えるところでございます。

A. 石川稔保健医療部長

まず、重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限を撤回すべきについてです。

高齢化が進行する中で、この制度の対象者及び助成額が大幅に増大し、将来にわたり制度を維持するため、見直す必要がございました。

現在、制度の受給者の半数以上、また新たに受給者となる方の約6割が65歳以上となっております。

また、65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は、生まれつき、あるいは若くして障害者となった方と比べると、それまでの間、資産形成ができる環境にあるなど、生活の実態が違ふと考えられます。

さらに、障害認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができ、医療費の自己負担割合も3割から1割に軽減をされます。

また、これまで対象外であった精神障害者についても他の障害者との公平性などの観点から、対象とすることといたしました。

今回の見直しは将来に向けて安定的に制度を運営するとともに、より支援を必要とする方をしっかりと支えていくための見直しであり、年齢制限の撤回は考えてございません。

つぎに、後期高齢者の保険料を基金活用で引下げすべきについてです。

高齢化の進行とともに医療費が増大するため、世代間の負担の公平の観点からも中・長期的には後期高齢者の保険料を引上げていかざるを得ないものと考えております。

一方で、急激な保険料の上昇は避ける必要がございます。

お話の保険給付費支払基金は、後期高齢者医療広域連合が設置する基金で、2013年度末で残高が約82億円あり、保険料増加抑制のために2014・2015年度の2年間で約67億円を取崩すことといたしました。

これにより、一人当たり年間平均保険料額は約4千円引上げるべきところ、2012・2013年度とほぼ同額に抑制することができました。

広域連合に対しては、保険料の増加抑制のため、この基金を活用するよう引き続き助言をしてまいります。

一方、財政安定化基金は制度の安定的な運営を図るために県が設置するものでございます。

この基金は2013年度末現在で約84億円ですが、年間5千億円以上にのぼる医療費支出の不測の事態に備えるもので、保険料引下げのために取崩す考えはございませんので御理解を賜りたいと存じます。

ムダな大規模公共事業を中止し、 県民の福祉優先の県政へ

Q. 村岡正嗣議員

さきの決算特別委員会での私の質問への答弁で、4年後には県債残高は4兆円を超えることが明らかとなりました。臨時財政対策債が含まれるとはいえ、正に孫子の代まで借金づけと言えます。これに対して党県議団は、繰り返しハッ場ダムなど大規模公共事業からの撤退を提案してきました。本県の負担は既に約820億円に達し、今後の県負担は約132億円とのこと。このほか基金事業65億円余りのほか、維持管理費など負担は計り知れません。

再三指摘をしていますが、遠僻地のダムの治水能力は非常に限定的で、基準点の水位を十数センチ下げただけに過ぎません。また、水道事業での年間給水実績は2003年から10年間で2千600万立米も減少し、治水、利水ともにこれ以上

のダムは不必要です。

ところが、国はハッ場ダム建設を押し進めるとともに、8月には中止していた霞ヶ浦導水事業の継続を決定しました。霞ヶ浦導水事業は、茨城県霞ヶ浦、那珂川及び利根川を地下トンネルでつなぐ総事業費1千900億円の事業です。また、国土交通省が検証中の思川開発事業は、栃木県鹿沼市に南摩ダムを建設し、地下トンネルでダムと黒川、大芦川を結ぶ約1千850億円の事業です。ともに再開した場合、今後の県負担は164億円に達します。

知事、こうした開発から撤退すれば、福祉・医療のために将来予算を振り向けることが可能ではありませんか。乳幼児医療費助成制度の年齢拡大も、重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限の中止も可能です。ハッ場ダム建設、霞ヶ浦導水、思川開発事業は中止すべきと国に求めるべきです。知事の答弁を求めます。

国の事業でありながら、県にも負担を求める直轄事業が多数あります。その負担金は、県土整備部と農林部関係だけでも2013年度251億円に上ります。250億円あれば特別支援学校が8校新設できます。

知事は、かねてより国に対して直轄事業負担金の廃止を要望されておられますが、財政の厳しさを言うなら、今こそ直轄事業負担金廃止の大キャンペーンを起こすときではないでしょうか、答弁を求めます。

A. 上田清司知事

本県ではハッ場ダムをはじめ利根川水系の水資源開発施設は治水、利水の両面から危機管理上の観点を含めて必要との立場で取り組んでおります。

近年、異常気象によって集中豪雨あるいは渇水などこれまで予想もしなかった事態の発生が増えています。

本年8月15日からの大雨により全国各地で被

害を受け、京都府福知山市では観測史上最大の大雨により多くの家屋が浸水被害を受けました。

県としては、こうした事態に対応できるよう水資源開発施設の一日も早い完成を求めているところでございます。

幸手市、春日部市、越谷市、草加市などは、利根川の川底よりも低い地域で利根川が決壊すれば極めて甚大(じんだい)な被害を受けることは予想されることでございます。

脱ダム宣言で名を馳せた田中康夫元長野県知事も在任中に治水対策の重要性に気づき河道内遊水地(かどうないゆうすいち)という名前の立派なダムを造る計画を発表され、現在ダムを建設しております。

また、利水面ではハツ場ダムなどに参画することを前提に認められた暫定水利権が県営水道全体の水利権量の3割を占めております。

この夏、幸いにも湯水は発生しませんでした。利根川水系では平成になってからおおむね3年に1回の割合で湯水が発生しております。

2012年度は14日間、2013年度は45日間で10%の取水制限が実施されました。

この時、暫定水利権分は20%の厳しい取水制限を受けたところでございます。

建設中の水資源開発施設の完成によりこの不安定な暫定水利権が解消され安定水利権になります。

湯水に対する安全度も大幅に向上するものと考えられます。

ハツ場ダムなど水資源開発施設は本県にとって必要と認識しております。

その早期完成とコスト縮減に最大限努力していただくように引き続き国に求めてまいります。

次に、直轄事業負担金廃止の大キャンペーンを起こすときではないかについてでございます。

直轄事業負担金制度は、本来国が行うべき事業に対して地方が費用負担する不合理な制度でございます。

その額は2014年度予算において272億円にも上っております。

私はこれまで、国と地方の役割分担を明確にすることを地方分権の突破口とするべきとの考えから、政府要望や全国知事会などあらゆる機会を通じて国へ直轄事業負担金制度の廃止を求めてまいりました。

これまでの要望の結果、2010年度には直轄事業負担金のうち業務取扱費が、2011年度には維持管理負担金が相次いで廃止されました。

この二つが廃止される前の最後の年である2009年度決算を見ると、直轄事業負担金304億円のうち、業務取扱費は26億円で8.6%、維持管理負担金は33億円で10.9%でございました。

一方で、建設費負担金については、2013年度までに、国において制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされながらも、未だにその結論が示されていません。

そういう意味で議員御指摘のように、今後も引き続き制度廃止に向けて、全国知事会や九都県市などと歩調を合わせて、しっかり大キャンペーンを張ってまいります。

本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を

Q. 村岡正嗣議員

今年も残すところわずかとなりました。今、地域を歩きますと住宅街で、商店街で、町工場で、どこでお話を伺っても、消費税の8%増税は重い、物価は上がり、年金は減らされ、給料は上がり、暮らしが大変と深刻な声ばかりです。

11月21日付け日本経済新聞には「鋳物6割価格転嫁できず」の見出しで、川口鋳物工業組合の会員企業アンケートの結果が報じられました。9月以降に「コークスなど原材料が値上がりした」と回答した企業は41%で、その57%の企業

が「製品への価格転嫁ができない」との回答です。私も鋳物屋さんから、去年の電気料金値上げは本当に大きい。来年、また値上げするなんてとんでもない。それ以上に原材料値上げは痛いといった悲痛な声を聞いております。「アベノミクスの恩恵は全くない。円安で潤ったのは輸出大企業、株高でもうけたのは富裕層だけだ、」地域にはこうした怒りの声が広がっています。

同時に、危機感を持った中小事業者からは、「地域経済を支える中小企業を元気にしてこそ暮らしも良くなる、県に足元の中小企業にこそ光を当ててほしい」との切実な訴えです。

そこで、4点伺います。

第一に、知事はアベノミクスに期待をされているようですが、私はアベノミクスは地域の中小企業には何ら恩恵をもたらしていないと考えております。知事の見解をお伺いします。また、中小企業の経営を圧迫する外形標準課税の拡大が政府・与党内で検討されています。拡大しないよう国に働き掛けていただきたい。併せてお答えください。

第二に、小規模企業振興基本法にかかわっています。本年6月20日、第186国会で小規模企業振興基本法が成立し、国と全ての地方自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。事業者の皆さんからは、国が従業員5人以下の小企業者にも光を当てるものと歓迎の声です。さらに、10月3日には小規模企業振興基本計画が閣議決定されました。

既に本県には埼玉県中小企業振興基本条例が制定されていますが、この基本計画を受けてこれまで以上に広汎な関係者の意見、要望に耳を傾け、本県としての施策を練り上げ、実施していただきたい。産業労働部長よりお答えください。

第三に、民需が低迷しているときだからこそ、地方自治体の発注する官公需を地域の中小業者の仕事興しに活用することについてです。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律いわゆる官公需法では、国と地方自治体に対し中小企業の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしています。官公需には物件、工事、役務があります。本県の2013年度の官公需契約実績を見ますと契約総実績に占める中小企業向け契約実績の金額比率は、物件60.2%、工事86.3%、役務60.1%。全体では75.9%にとどまっています。

そこで伺いますが、官公需発注での中小企業向け契約の拡大を図っていただきたい。産業労働部長の答弁を求めます。

また、特に物品調達現場や清掃や警備などの役務契約での低価格入札については、かねてより官公需でワーキングプアを生み出しているとの指摘です。受注確保のたびにダンピングが横行し、赤字受注となっては官公需法の趣旨にも反します。ダンピングの防止策を強く求めるものです。これは総務部長よりお答えください。

第四に、建設産業にかかわり、伺います。

構造改革による長期にわたる公共事業削減、コスト縮減策によって特に地域の建設業者は疲弊し、技能労働者は減少、現場の高齢化が進みました。そこに公共事業を発注しても応じる業者がない、いたとしても資材の高騰、労働者不足などによって実勢価格が予定価格を超えてしまい、不調・不落の激増を招いています。国は設計労務単価の引上げやスライド条項など応急対策をとりましたが、その効果は出ていません。現場の職人さんからは「設計労務単価を引き上げたといっても、自分たちは一円も上がっていない」の声であり、建設業者からは設計労務単価の値上がり分を入札価格の引下げ分で吐き出してしまっているとの声です。

さきの決算特別委員会で明らかとなった事例として、型枠工の単価については、2012年度実績で1万7,500円が2013年度は2万800円と3千300円引き上げられました。しかし、あくまで積

算上の単価であって、大手ゼネコンですら平均で1万6,000円前後です。末端で働く現場の職人さんはそれ以下が現実で、建設業に若い人が入職しない一番の理由は、この賃金の低さにあります。

本県におけるインフラの整備、維持管理をはじめ、災害時の緊急対応などに建設業の役割は大きく、その活性化が強く求められますが、その前提条件の一つとして、労務単価の実質の引上げがなされなければなりません。県として技能労働者の賃金の実態を把握すると同時に、その実態の上に立って賃金引上げ、実効ある施策を生み出すべきと考えますが、今後どう取り組むのか、県土整備部長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

アベノミクスの大胆な金融政策により、過度な円高は是正され株高になり景況感のマインドは一旦改善されたと思います。

円安のプラスの効果は企業の大小にかかわらず輸出産業の企業にとっては大きな利益をもたらしています。

一方で、国内市場向け企業にとって、円安によって輸入される原材料やエネルギー価格が上昇することは経営的にはマイナスに働いております。

また、消費者物価指数が3%上昇しておりますことから、平均給与が上がっても実質賃金は16か月連続して下がることになりました。

このため、世の中一般にはアベノミクスの効果が感じられないとか、景気のマインドが上がらないといった、こういう声が聞こえております。

アベノミクスのうち最も重要であり難しい成長戦略ですが、これについてはまだ評価ができる段階には至っていないのではないかと考えております。

このように、現時点で評価できる点と評価し

づらい点があるということを考えれば、本当の評価はこれからではないか、このように思います。

次に、中小企業の経営を圧迫する外形標準課税について拡大しないよう国に働き掛けることについてでございます。

外形標準課税の拡大については、法人実効税率引下げの代替財源の一つとして検討されているものと認識しております。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、経営に対する配慮から、中小企業への拡大については慎重に検討すべきだと考えております。

この考えを、全国知事会を通して既に国に申し入れをしております。

A. 山中融産業労働部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、まず、これまで以上に関係者の意見・要望に耳を傾け施策を実現することについてお答えを申し上げます。

県内企業17万5千社のうち小規模企業は15万4千社、約9割を占め本県経済の基盤をなしています。

そのため県では、中小企業振興基本条例の「経営の安定と向上を図る」という基本理念を踏まえ、ものづくりや創業の支援、商店街の活性化、人材の育成などに取り組んでいます。

地域の商工団体や金融機関と連携し、経営相談や制度融資の拡充など、小規模企業の持続的な発展に努めています。

小規模事業者などを対象に、商工会・商工会議所を通じ実施している経営・金融などの相談・指導件数は、2013年度16万1,540件となっております。

また、県制度融資の84%が、従業員10人未満の規模の小さい事業者に利用されています。

今後も地域経済活性化のため、経済団体との

意見交換や企業訪問などを通じ、小規模企業の意見や要望を幅広く聞いて、施策に反映してまいります。

次に、官公需発注での中小企業向け契約の拡大についてでございます。

中小企業は地域経済や雇用の重要な担い手です。中小企業の経営基盤を強化する上でも、官公需の受注機会を確保、増大することは重要と考えます。

県の官公需契約金額のうち中小企業向けの発注比率は、2011年度70.7%、2012年度72.7%、2013年度75.9%と順次上がっています。

2013年度は過去5年間では最高となっています。

庁内各部局をはじめ市町村に対し、毎年度、中小企業の受注機会を確保、増大するよう要請しています。

そして、県の公共工事の発注では、可能な限り分離・分割発注を行っています。受注した元請企業には県内企業の活用をお願いをしています。

物品調達や印刷請負では、原則として県内中小企業に発注することとしています。

また、埼玉県中小企業団体中央会では、国や自治体の工事や物品の発注情報を中小企業者に提供し、受注機会の増大に努めています。

今後とも、「県内中小企業にできることは全て県内中小企業に発注する」を基本に、受注機会の拡大に努めてまいります。

A. 三井隆司総務部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、「ダンピング防止策」についてお答えを申し上げます。

本県の清掃や警備などの業務委託契約については、主な業務が役務の提供であることから、過当競争を防止し、適正な賃金及び業務品質の確保を図るため、最低制限価格を2008年度から

導入しております。

また、2014年度の業務委託分からは最低制限価格の算定基準を建設工事の入札に準じた方法に見直し、一般管理費の算定価格を大幅に引き上げたことなどによりまして、最低制限価格の引き上げに努めたところでございます。

さらに、見直し後の算定基準を公表し、対象となる入札参加企業にあらかじめ周知徹底を図ったところでございます。

今後とも入札状況をしっかり把握し、ダンピングの防止を図ってまいります。

A. 柳沢一正県土整備部長

御質問3「本腰を入れた中小企業振興で地域経済の活性化を」のうち、技能労働者の賃金の実態把握と実効ある施策について、お答えを申し上げます。

技能労働者に適切な水準の賃金が支払われることは、建設業の担い手を確保する上でも大変重要なことと考えております。

技能労働者の設計労務単価は、国が全国的な賃金実態調査に基づいて定めており、2013年4月に約18%、2014年2月に約7%と大幅に引き上げ、県も速やかに適用いたしました。

賃金の実態については、技能労働者が加入する複数の建設労働団体との意見交換の場で状況をお聞かせいただいております。

賃金の引き上げは、民間の契約であるため基本的には企業の方々に対応していただく必要がございます。

そのため、県内建設業団体に対し技能労働者への適切な賃金水準の確保について要請を行ってまいりました。

また、技能労働者の賃金アップには国家資格の取得も有効と考えられますことから、2014年度から2年間、施工管理技士や技能士などの資格取得を支援するための事業を実施することといたしました。

さらに、工事の執行に当たりましては、実勢価格を反映した予定価格の設定やダンピング対策の実施、適正な下請契約の指導を行うことなどにより、引き続き技能労働者の適切な賃金水準が確保されるよう努めてまいります。

非正規雇用の拡大を許さず、安定した雇用の実現を

Q. 村岡正嗣議員

当県議団には、「深夜の帰宅はほぼ終電、平日家にいるのは睡眠の4時間ぐらい」、「一人で店を見ると言われトイレにも行けない」など、若者の深刻な実態が多数寄せられています。先日、埼玉弁護士会の記者会見があり、そこで連続40日以上に及ぶ出勤を強いられるなどして夫を過労死で亡くされた遺族とともに、ブラック企業の実態が報告されました。

その中で、ブラック企業の増加の背景に非正規雇用の増加があるとの指摘がありました。この間、労働法制の相次ぐ規制緩和が行われ、その結果、正社員から契約、派遣社員への置換えが進み、若い世代を中心に使い捨て雇用が急速に広がりました。安倍政権の2年間でも正規労働者は22万人減少し、非正規労働者は123万人増加しました。こうした不安定雇用の広がりが正規労働者の長時間過密労働に拍車をかけ、過労死、過労自殺を生んでいます。若者を食いつぶすブラック企業も急増しています。

にもかかわらず、安倍政権はさきの臨時国会で、労働者を入れ換えれば永久に派遣労働者を使い続けられる労働者派遣法改悪案を提出したのです。労働者、国民の反対の広がりによって廃案となりましたが、引き続き法改悪を狙っています。正規雇用の拡大で安定した雇用を実現してこそ、若者も希望を持って働くことができるのではないのでしょうか。

そこで、生涯派遣を押し付ける労働者派遣法

の改悪は断念するよう国に意見を述べるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

さて、埼玉県内の教育現場においても非正規雇用の広がり大きな問題です。一年未満の有期雇用で働く臨時的任用教員の割合は年々増加し、小学校では教員の10人に1人、中学校で8人に1人の割合と全国で4番目の高さです。特別支援学校に至っては3人に1人が非正規の教員という学校もあります。しかも担任を持つなど正規教員と同じ仕事をしていても、臨任教員は次年度の雇用継続が全く保証されていません。臨任教員は雇用の調整弁とされているのではありませんか。そもそも臨任教員は産休、育休、代替を除き、最小限とすべきです。

教育長に伺いますが、正規教員の採用者数を大幅に増やし、臨任教員を計画的に減らすこと。その際には、長期にわたり臨任教員を続けてきた方の経験を正當に評価し、正規教員に採用すること。以上について答弁を求めます。

続いて、限界を超えている教員の多忙化、長時間労働についてです。

私の地元川口市の教職員組合の行ったアンケート調査でも、月の時間外勤務が過労死危険ライン80時間を超える人が8割にも上り、3人に1人が休日出勤を余儀なくされています。教育長は、このような教員の働き方を把握しているのでしょうか。例えばタイムカードを導入するなど教員の労働実態を客観的に把握すべきと考えますが、お答えください。

また、大半の教員が法定の休憩時間がとれず、保護者対応の困難さなどによるストレスも重なり、心身の健康を損なう人も少なくありません。学校現場がブラック企業化しているとも言われる中、より良い教育環境を作る上で、教員の負担軽減は待ったなしの課題です。

私は本来、少人数学級を推進すべきと考えます。せめて当面は都市部の大規模過密校を中心に教職員の加配など具体的な負担軽減策を実施

すべきと考えますが、教育長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

急速に少子高齢化が進み生産年齢人口も減少しています。日本のGDPはリーマンショック以降、500兆円を下回る規模で伸び悩んでおります。

また、企業は経済のグローバル化により常に技術革新を求められるとともに、新興国などの厳しい価格競争にもさらされております。

日本が活力を取り戻し、経済の再生を図るためには優れた人材を育成し、その人材が適材適所で活躍できる社会をつくっていくことが大切であります。

一般論としては、正規雇用が望ましいことは言うまでもないことであります。

しかし、派遣労働者の中には、秘書や通訳など個人のスキルを生かして活躍している人もあり、自由で柔軟な働き方として派遣労働者を望む方もおられます。

廃案となった労働者派遣法の改正案では、派遣会社の責務として、派遣期間終了後に新たな就労機会の提供や派遣労働者のキャリアアップを図るといった労働者保護の視点も盛り込まれておりました。

労働者は使用者に比べ、どうしても弱い立場になりますので、労働者派遣法の改正に当たっては労働者保護の視点に立った検討が必要です。

国において十分に議論を重ねて、労使双方にメリットが得られるようなルール、とりわけ労働者の保護をしっかりとつくりあげていかなければならないものと考えます。

A. 関根郁夫教育長

まず、「正規教員を大幅に増やし、臨任教員を計画的に減らすこと」についてでございます。

県教育委員会といたしましては、数年来、教員の採用者数と再任用者数を増加させており、

臨任教員は減少してきております。

今後とも、計画的に正規教員を確保してまいります。

「臨任教員の経験を正當に評価し、正規教員に採用すること」につきましては、臨任教員を対象にした特別選考を実施し、一定の要件で、第1次試験を免除したり、筆答試験の一部を面接試験に代えたりしております。

次に、「労働実態を客観的に把握すべき」及び「教職員の加配など具体的な負担軽減策を実施すべき」についてでございます。

教員が時間を惜しまず熱心に教育活動を行っていることは承知しており、その実態を把握することは必要であると考えております。

県教育委員会では、市町村教育委員会の先行事例や県立学校の勤務状況調査の結果を紹介し、勤務実態の把握を促してまいります。

また、教職員の負担軽減に取り組むよう働きかけており、独自の負担軽減検討委員会の設置やノー会議デーの実施、文書事務の効率化などが行われているところでございます。

教職員の加配につきましては、少人数指導を行う場合など、実情に応じて、都市部の学校に限らず、教職員を増員しております。

今後とも、これらの取組を通じて、勤務実態の把握と教職員の負担軽減に努めてまいります。

子育て世代の就労と子どもたちの豊かな放課後を保障する放課後児童クラブの充実を

Q. 村岡正嗣議員

小学生人口は年々減少の一途ですが、放課後児童クラブいわゆる学童クラブ入所児童数は2009年から5年間で3,807人増加しています。学童クラブで子供が過ごす時間は年間1,681時間に及び、小学校より460時間も長いのです。あの東日本大震災のときには帰宅困難になった保護

者に代わって深夜、もしくは翌日まで児童を保護したクラブも多数ありました。若い保護者たちの就労を支える上で、保育所とともに学童クラブの役割は今後更に大きいものとなっていくはずです。

埼玉県は県民の声を受け、2004年に全国に先駆け放課後児童クラブ運営基準を策定し、それ以降、毎年運営基準に基づいて点検、調査、結果公表を行っています。これが学童設置率日本一という埼玉学童クラブの到達につながっているのです。

そこで初めに、全国でも輝く埼玉学童クラブに対する県の果たしてきた役割について、知事の見解をお伺いします。

さて現在、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けての準備が進められていますが、国は学童クラブなどの設備や運営の基準を省令として定め、多くの市町村はこの基準に基づいて条例策定を進めています。ところが、先駆的な本県の運営基準では、定員20人以上のクラブについて指導員・支援員を常勤複数配置、また、3人以上が望ましいとしてきたのに対して、国の省令は複数配置にとどまっています。学童クラブの要は指導員と言われ、その責任は重く、専門性が求められるだけに保護者においてもクラブ指導員の常勤配置と3人以上の配置は譲ることのできない願いです。

福祉部長に伺いますが、常勤複数配置、3人以上配置、児童40人を一支援単位とするなどを望ましいとする埼玉県運営基準は堅持すべきです。また、それに伴う財政措置も堅持していただきたいが、答弁を求めます。

また、この間策定されている市町村の条例には、児童一人当たり1.65㎡という施設基準が明記されています。しかし、都市部のクラブの施設はプレハブや民間家屋で古い、汚い、狭い状況です。一人当たり1.65㎡という基準を満たしている施設は、川口市で6割、所沢市で5割に

過ぎません。人口急増地ではわずか140㎡の施設に子供100人が詰め込まれているケースもあります。

こうした基準不適合の解消と多数の待機児童解消のためにもクラブ新設が必要です。県として早急に新設を促すべきです。福祉部長の見解を求めます。

A. 上田清司知事

珍しく児童クラブにおける埼玉県の成果についてお褒めをいただきましてありがとうございます。

現在、御承知のとおり県内の児童クラブは1,142クラブで、小学校区当たりの設置率が全国1位でございます。

県では、「量」の面で拡充に努めるとともに、一方ではクラブの「質」を高めることにも取り組んでまいりました。

私が知事になってすぐ、国のガイドラインがまだ示されていない段階で、全国に先んじて児童一人当たりの施設面積や指導員の配置人数などの運営基準を定めました。

その後、東京都、千葉県、神奈川県など他県でも次々と定められていった経緯がありますので、ある意味では、放課後児童クラブのトップランナーとしての役割を果たしているのではないかという自負もございます。

この基準を財政的に裏付けるため、国庫補助とは別に、県独自の補助制度として、民営クラブの指導員に対する運営費の加算などを設けてクラブの充実を図ってまいりました。

また、児童クラブを支える人材の育成も重要であることから、指導員に対し、子供の発達に応じた指導方法や発達障害児への対応などについての専門的な研修も実施しております。

2015年度からはじまる「子ども・子育て支援新制度」では、これまで原則3年生までであった対象児童が、6年生まで広がります。

それに伴い、利用児童数も増加すると見込まれますので、児童クラブの増設や子供の発達段階に応じた指導内容の見直しが課題になっております。

こうした課題に対応するため、今後も施設整備に必要な財政措置について国に要望するとともに、指導員の質の一層の向上を図り、引き続き先進県としての役割を担っていきたいと考えております。

A. 鈴木豊彦福祉部長

まず、「放課後児童クラブの県運営基準及び、それに伴う財政措置を堅持していくのか」についてでございます。

県では、これまで独自に「放課後児童クラブ運営基準」を策定し、市町村に児童クラブの質の向上を促してまいりました。

運営基準の達成のため、施設整備費の補助や、民営の児童クラブへの県独自の運営費補助を行うとともに、毎年、運営基準の実施状況を点検、公表してまいりました。

こうしたことにより、2013年10月現在、常勤職員を複数配置している児童クラブは、全体の87.5%に当たる972クラブとなっております。

指導員数につきましても、2014年5月1日現在、3人以上を配置するクラブが全体の95.9%の1,095クラブとなっており、ほとんどのクラブで3人以上配置されております。

また、大規模クラブの解消を進めてきた結果、71人以上の大規模クラブの割合は、ピーク時の2007年度の15.6%から、2014年度には6.5%、74クラブに半減することができました。

新制度施行後は、児童クラブの設備や運営の最低基準につきましても、市町村が条例で定めることとなりますので、県では、これまでの県運営基準を踏まえ、新たなガイドラインを作成いたしております。

今後も引き続き、必要となる財政支援を行い

ながら、市町村とともに、児童クラブのよりよい運営に取り組んでまいります。

次に、「早急なクラブの新設」についてでございます。

新制度施行後は、児童クラブの対象学年に4年生から6年生が新たに加わるなど、ニーズはさらに高まることが予想されます。

現在、市町村では、ニーズ量を調査しており、3月までにこれを踏まえた整備計画を策定することになります。

国においても、今年7月に発表した放課後子ども総合プランでは、2019年度末までに全国で約30万人分を新たに整備することとしております。

県といたしましては、待機児童の解消や対象学年の拡大等を踏まえた整備計画が着実に実行されるよう、教育局とも連携しながら市町村に積極的に働きかけるとともに、その財源確保についても国に強く要望してまいります

米価暴落から農家を守る緊急対策を

Q. 村岡正嗣議員

2014年産米の概算金が県内産コシヒカリで60キログラム当たり8,000円、昨年より4,100円減額となるなど、生産コストの半額程度に暴落しています。私も加須市などの農家から直接お話を伺いましたが、20町歩を超える大規模農家では1,000万円の減収だ、毎月100万円の人件費など経費すら賄えない、来年も同じ水準なら米作りは続けられない。また、円安による燃料代の高騰、電気料金の値上げで大変だなどと本当に深刻です。小規模農家でも年金と蓄えで何とか食いつないでいる。このままではみんな米作りをやめてしまうとやはり深刻です。米価暴落による農家の実態は想像以上に重大で、一刻を争って支援を必要とする危機的状況です。

まず伺いますが、県はこのような農家の窮状

を把握しているのでしょうか。今回の米価暴落による県内農家の損失状況について緊急の実態調査を行うべきと考えますが、農林部長の答弁を求めます。

県は、米価下落対策として需要拡大のために県産米のアピールを強化、生産コスト削減のための農地集積や技術革新の支援などを行うとしています。今後の対策として必要なことですが、農家からは直面する資金繰りへの支援など速やかな対策を求める声です。

そこで、県として国の対応を待つのではなく、無利子融資制度など県独自の経営支援策を実施すべきです。農林部長、お答えください。

政府は、価格に影響する需給調整はできないとして主食の米の価格を市場原理に委ねてきました。このような政府の無責任な対応がこの間の米価下落をもたらし、日本の米作りを根底から破壊してきた本質です。米価を市場原理に委ねる考え方は改めるべきです。農業再生のためには生産コストをしっかりとカバーする施策こそが必要です。

そこで、知事、農家が安心して米作りが続けられるよう、国に対して米の需給調整に直ちに乗り出すとともに、価格補償、所得補償を抜本的に強化するよう強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

A. 上田清司知事

議員お話の需給調整が国による余剰米(まい)の買い上げであるならば、大きな財政負担を生じるのではないかと思います。

さらに、消費者が購入する米の価格も上がってしまうのではないかと思います。

米に限らず商品の価格は、需要と供給のバランスにより決定されるものであると考えております。

私は、埼玉農業の競争力を更に強化するためには、生産者が自らの意思で、経営判断や販売

戦略に基づいて需要に応じた生産を行っていくことが重要だと考えています。

生産コストを下げる努力も継続していく必要があります。

しかし、想定範囲を超える急激な米価の下落が起こった場合、所得の多くを米の販売収入に依存している大規模農家ほど大きな影響を受けてしまいます。

地域農業を担う生産性の高い大規模農家が倒れてしまうような事態は避けなければなりません。

こうした担い手農家が米生産を続けられるような所得の確保は絶対に必要だと考えます。

そこで2014年11月14日、国に対し、米価が下落した場合に収入を補てんする保険的制度、いわゆるナラシ対策の拡充というものが重要ではないかとしっかり要望いたしました。

今後とも担い手が意欲を持って米生産を続けられるような制度の改善を全国知事会や他県とも連携しながら国に対して働き掛けを行ってまいります。

要は、本当に重要な農家が困難な目にあわないうか、そしてあった場合にはどのような形でしっかりと補てんができるかどうかということ、まさに全体の保険制度のような形を作らないとだめではないかと考えます。

A. 高山次郎農林部長

まず、県内農家の損失状況について、緊急の実態調査を行うべきについてです。

2014年産米のJAの概算金は全国的に下落しており、現場での状況を把握するため農林振興センターを通じて、680経営体の声を聞きました。

特に、影響が懸念される稲作地帯の加須・春日部農林振興センター管内では、担い手である23の経営体を対象に詳細な聞き取りを行いました。

加須市の法人は、「機械等の支払時期のピーク

は12月と4月になっている。12月だけで支払額が700万円程度ある。機械等の支払いに支障とならないような対策を講じて欲しい」白岡市の営農組合は、「この米価だと、好きで作るわけではないが飼料用米を拡大するしかない」幸手市の法人は、「今回の米価下落の影響は自分の販路を持っているかどうかで分かれる。去年、一昨年と価格が良かったので、今年は何とかなると思うが、これが続くと厳しい。高く売る交渉も必要」などの声が聞かれました。

また、詳しく聞き取りをした23の経営体のほとんどが米価の下落に備えて「ナラシ対策」に加入しておりました。

県が把握している経営所得安定対策の加入状況からも、経営規模が大きくなるほど生産数量目標を守り「米の直接支払交付金」や「ナラシ対策」のメリットを受けているようです。

なお、2014年産米の価格下落による損失状況は、今後の米の販売動向やJAからの精算金の状況、ナラシ対策の交付水準などで変わります。現時点での数字的把握は、難しいものと考えます。

次に、無利子融資制度など県独自の経営支援策を実施すべきについてです。

既に国では、緊急対策として、当面の資金繰りのための融資である「農林漁業セーフティネット資金」の実質無利子化を決定いたしました。

加えて、借入金の返済を猶予するよう金融機関へ要請するなどの対策が行われているところです。

県では、支援を必要としている農家がこれらの対応策を着実に受けられるよう周知するとともに、必要な支援を行ってまいります。

Q. 再質問 村岡正嗣議員

これは知事からもお話がありましたけれども、大規模農家ほど大変だという話ですね。その中で、いわゆる損失額がどうかということをお聞きしたんですが、今の段階ではこれは出せないというのが部長の今の答弁なんですけれども、これ、いつ頃までにこれをはっきりさせるつもりなのかですね。やはり大雪のときもそうですけれども、被害の実態を数字的にも明らかにして、それに対して県としては何をやるんだ、国に対しては何をするんだ、こういうことが必要となるとお思いますので、これはもう早急にやるべきだと思うんですが、いつ頃までにきちんとその実態を明らかにするのか、その考えをお持ちなのか、その点をお聞かせいただきたいお思います。

A. 高山次郎農林部長

米の精算金やナラシ対策の交付金額などが明らかとなる来春以降に調査の必要があれば検討してまいります。

県南部地域の特別支援学校の増設と西南部地域特別支援学校の通学区域再編について

Q. 村岡正嗣議員

当県議団は、繰り返しこの場で特別支援学校の教室不足や過密を指摘し、解消へ計画的増設を求めてきました。この5年間、県立特別支援学校の在籍者数は1,464人増加、今年度不足教室数は195と生徒数の増加に新設が全く追いついていません。私も再三指摘してきましたが、特に県南部での過密問題は一刻の放置も許されない状況にあります。川口特別支援学校では保育所のような狭い校庭で小中高校生が運動会を行い、高校生はバスでよそのプールへ通わなければなりません。越谷特別支援学校は肢体不自由

児の学校でありながら250人もの在籍児童生徒がおり、全国でも十本の指に入る大規模校と言われています。川口市や草加市からも多数の肢体不自由児がバスで通っています。自宅からバス停までの距離があるため、通学に片道2時間の生徒もいます。

教育長に伺いますが、県南部地域に早急に知的と肢体不自由の特別支援学校増設が必要です。特に川口市内に高等部の増設を求めるものです。答弁を求めます。

県はこの間、旧学校跡地を利用して特別支援学校の増設を行ってきました。入間市にできる知的障害児の高等部、西南部特別支援学校もその一つです。この設置に伴い学区再編が行われますが、所沢特別支援学校と所沢市内のおおぞら特別支援学校高等部の生徒は西南部へと転学を余儀なくされます。中には通学時間が15分程度から一時間以上へと激増する生徒もいます。おおぞら特支は5年前の新設校であり、学区再編が行われたばかりです。この間、保護者説明会が行われていますが、保護者からは転学について、一度入学させておいてまたすぐ転学というのはひど過ぎる、目と鼻の先にある学校に通えないというのは理解できないなど強い反発の声です。

そもそも今回の混乱は、西南部特別支援学校を職業科も含めた高等部単独校として西南部地域の高等部生徒を集約したことにあります。入間市に小中高等部という普通の特支学校を造っていれば、これほどの混乱は避けられたはずで、私は障害児の保護者の日頃の御苦勞を思うと、県の方針を押し付けるべきではないと考えます。

教育長、批判の声に耳を傾け、個々の保護者の声を最大限に尊重すべきではありませんか、お答えください。

A. 関根郁夫教育長

まず、県南部地域への特別支援学校の増設についてでございます。

県南部地域については、特別支援学校の過密状況を改善する必要があることから、川口市の周辺地域も含めて、引き続き、高等部の設置などを検討してまいります。

次に、西南部地域特別支援学校の通学区域再編についてでございます。

現在、県では高等部生徒の増加が顕著なことや、就労支援の更なる充実が必要なことから、県と市町村の役割分担なども踏まえて、高等部の整備を進めております。

あわせて、その効果を地域全体に及ぼすため、地元市町村の御理解もいただき、既存校を含む通学区域の再編も行っております。

今回の新校設置にあわせて行う通学区域の再編では、11月に保護者向け説明会を行い、一部の保護者の方から、御心配や不安の声をいただきました。

県といたしましては、今後、個別相談会を実施し、個々の保護者の想いや気持ちに丁寧に対応してまいります。

埼玉県に公立夜間中学の設立を

Q. 村岡正嗣議員

1985年に川口市に自主夜間中学が設立されました。現在、年間延べ3千人近くの方が学んでいます。資金もない中、無償のボランティアに支えられ、来年は30周年を迎えるそうです。関係者の皆さんの献身的な御努力には本当に頭の下がる思いです。生徒の一人、16歳の男子は文集の中で、「行く前にはいろいろな不安がありました。ちゃんと授業ができるのかなどの不安がありましたが、丁寧に教えてくれるので勉強するのが楽しく感じるようになりました」と語っ

ています。定時制高校を受験するそうです。

夜間中学は、戦後の混乱期に学校どころではない子供たちのために始まりました。今日では貧困や不登校、引きこもり、外国人など様々な事情を抱え、国籍も年齢もばらばらな人たちの学びのよりどころとなっています。

しかし、全国8都府県に31校の公立夜間中学がありながら、我が埼玉には1校もありません。多くの方は東京の夜間中学まで通っているのです。昨年、川口市内の81歳の女性が東京都荒川区立第九中学校夜間学級を卒業しました。その方は戦時中、家庭の事情で国民学校高等科に行けないまま結婚し、3人の子供に恵まれましたが、その子らに勉強を教えることはできなかつた。町内会の会合に出ても発言は控えがち、勉強していない自分に気おくれしていたそうです。悔いを残したくないと埼玉に公立の夜間中学がないため、自宅から学校まで片道2時間かけて都内まで通学したそうです。

この4月、超党派の国会議員による夜間中学等義務教育拡充議員連盟が発足し、政府にも公立夜間中学支援の動きが始まりました。埼玉ではどうでしょうか。さきの決算特別委員会で、私の少なくとも義務教育未就学者の実態把握を実施すべきとの質問に、答弁は、国の動きも注視して、市町村と協力して研究していきたいと消極的でした。

そこで、知事に伺います。義務教育未就学者の教育を受ける権利を保障するために、せめて本県にも一校、公立の夜間中学を設立していただきたい、その検討に大きく踏み出していきたい。答弁を求めます。

A. 上田清司知事

夜間中学の多くは、不幸にして戦中・戦後の混乱期の中で、様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方々の学ぶ場として、設置されたものと理解しております。

現在、日本の義務教育制度では、日本国籍のある15歳までの児童生徒について、保護者に教育を受けさせる義務があり、実態としても、ほとんど全ての子供たちが義務教育を修了しております。

また、外国籍の方でも15歳までであれば、日本の小・中学校で受け入れており、必要に応じて、日本語の指導を行ったり、就学に係る費用の支援を行ったりしております。

教育委員会によると、川口市にある自主夜間中学や都内の夜間中学に通学している方が、県内には30人程度おり、その多くが15歳を超える外国籍の方であると報告を聞いております。

冒頭で述べましたように、夜間中学とは不幸にして義務教育を受けることができなかつた方々の学ぶ場であり、中学校の教育課程を修了する場であります。

しかしながら、実態として今の夜間中学は、外国籍の方が日本語や日本文化を学ぶ場になっていると言っても過言ではない状況であります。

こうした状況の下、義務教育未就学者の教育支援をどのようにして行うかそうしたことをしっかりと考える必要があります。

仮に夜間中学を設置する場合でも、どこの市町村に設置するか、対象者は誰か、費用負担や教員配置をどうするかなど、検討すべき課題が数多くあります。

現在、国において夜間中学校設置の動きがあり、「47都道府県に最低1校設置したい」という国会の答弁もあったことも聞いております。

本県において、国の動きの進展に対応できるように、教育委員会できちんと課題を整理しておく、このことが大切ではないかと考えております。

Q. 再質問 村岡正嗣議員

先ほど公立の夜間中学の質問で、国会の答弁のほうで都道府県に一つという話もある

り、その前段に様々な課題があるというふうなお話がありました。ただ、そういう国会の動きの中で、教育委員会のほうにいろいろ整理をしておくようにということを示すというふうな趣旨に受け止めたんですけれども、このことは国会のほうでどうなるか、今後ですけれども、一つ都道府県に必要なという方向性が明らかになったときには、速やかにそれに対して対応できる、それいつできるかは別としてもですね、対応できるその体制を整えておきますよということとして受け止めていいのかですね、その点を確認の意味でお答えをいただきたいと思えます。

A. 上田清司知事

国において47都道府県に最低1校設置したいという国会の答弁がございました。

ただこれが煮詰まった形だというふうには分かっておりません。

多分に、文科省、あるいはまた何らかの形で文教委員会などで中身についてももう少し煮詰めていかれるのではないかとおもわれます。

ただいずれにしても、それぞれの県にそれぞれの事情もありますので、教育委員会的には、どういう課題があるかということだけはきちっと整理しておかないと、いざ煮詰まったときに何の対応もできないということになってしまいますので、出遅れがないように整理をしておこうということだけはしっかり指示をしております。

そうした点についてご理解を賜りたいと思えます。

県内全駅のバリアフリー化の早期実現を

Q. 村岡正嗣議員

一日当たりの利用者が3,000人を超える駅は、バリアフリー法の対象駅となります。現在、段

差解消の未整備は11駅あり、解消率は93.8%、エレベーターやエスカレーターの未整備駅もあります。県内の公共交通施設における利用者の安全確保に責任を負う県として、一日も早く全駅のバリアフリー化を実現していただきたい、企画財政部長よりお答えください。

続いて、JR南浦和駅についてです。

当駅は、大宮、浦和、川口に次いで一日の乗降客数はJR線内4番目に多い駅で、59,000人を超えます。利用者や住民は一日も早いバリアフリー化の実現を求めています。とりわけエレベーター設置は切実で、現在JRとさいたま市において整備が進められています。改札の外のエレベーター設置では、今後、西口、東口ともに整備の予定ですが、東口のエレベーター設置予定箇所には現在交番があり、工事の障害となります。

そこで伺います。エレベーター設置においては、県として交番の移設を速やかに行うなど円滑な工事に協力していただきたいが、警察本部長の答弁を求めます。

A. 中野晃企画財政部長

県では、広く県民が安心して駅を利用できるよう、駅へのエレベーターやスロープの設置によるバリアフリー化に対して支援をしております。

国においては、1日平均利用者数が3千人以上の駅について、2020年度までにバリアフリー化を達成することを目指しています。

こうした中で、2014年度には埼玉新都市交通の羽貫駅と東武野田線の岩槻駅にエレベーターが整備され、今年度末には県内対象駅の95%でバリアフリー化が達成される見込みです。

今後も、引き続き事業主体となる鉄道事業者や市町村に働きかけ、一日も早い全駅のバリアフリー化の実現に向けて取り組んでまいります。

A. 杵淵智行警察本部長

南浦和駅改札外東口のエレベーター設置につきましては、議員御指摘のとおり、事業主体であるさいたま市におきまして、現在の南浦和駅東口交番の位置にエレベーターを設置することが決定されており、本年6月、県警察に対し、同交番の移転について、協力を要請されているところであります。

県警察といたしましては、同駅の東口エレベーター設置に協力する趣旨から、同交番の移転を適切に進めてまいります。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年12月15日

◆付託議案に対する質疑（福祉部関係）

Q. 柳下委員

- 1 指定管理者である社会福祉事業団の職員の正規、非正規の割合はどうなっているか。
- 2 非正規の職員で頑張ってきた人たちを、どのように処遇しているのか。
- 3 現在受け入れている児童の精神的な安定のためには、同一職員による継続的な養育が必要とのことだが、その理由や求められる専門性について、詳細な説明を求める。

A. 社会福祉課長

- 1 現在、事業団は正規職員493名、非正規職員が常勤換算で384名おり、比率はおおむね6対4となっている。
- 2 非正規職員から正規職員への登用については、2007年度から実施しており、これまで161人を登用している。2014年度には25人を登用したところである。
- 3 継続的な養育については、おお里では虐待を受けた児童、医療的ケアが必要な児童を多く受け入れている。2014年12月1日現在、受け入れている102人の児童のうち、被虐待経験のある児童は89人と87%を超え、知的、発達、精神障害のある児童は33.3%、医療的ケアが必要な児童は55人と半数以上となっている。そのため、おお里には看護師、臨床心理士など専門的な資格を有する職員を配置している。

職員の継続性については、直接児童の処遇に係る職員の平均勤続年数は8年9か月であり、民間の施設よりも長くなっている。事業団在籍年数の平均では20年5か月であり、福祉施設で長く経験を積んできた職員が継続的な養育に当たっている。

Q. 柳下委員

医療的ケアが必要な児童が55人いるとのことだが、被虐待児童と同様に増えている傾向にあると思われる。看護師にも障害や保育等に関する専門性が要求されるのではないかと。

A. 社会福祉課長

おお里では看護師を配置し、医療機関への受診が必要な場合には職員が付き添うなど、体制を確保しながら適切に対応している。具体的な病名は、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎などであり、直接虐待と関係する病気ではないので、医療的ケアが必要な児童が今後増えていくかどうかはわからない。

◆付託議案に対する質疑（保健医療部及び病院局関係）

Q. 柳下委員

- 1 地域医療介護総合確保基金について、埼玉県では今後急速に高齢化が進むが、国の考え方は病院の病床削減など医療供給体制の抑制である。県の実態からみて、基金を活用してどのようなビジョンを考えているのか。
- 2 2014年度は約36億円だが、県の実情によって額はどのように配分されているのか。算出根拠もそれぞれ都道府県によって異なると思うがどうか。
- 3 急性期も慢性期もベッドが不足していると思うが、埼玉県の実態を踏まえて今後どのようなビジョンを考えているのか。
- 4 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業として、退院調整や急変時の患者受け入れを調整するスタッフの配置とあるが、どこにどのように配置するのか。
- 5 大学病院を整備して病床を増やしていくこ

とや、医師確保対策に対する見通しはどうなっているか。

- 6 給与制度の総合的見直しにより、手当等が増額することは評価できるが、50歳代のベテラン看護師などの生涯賃金がどの程度引き下げられるのか示していただきたい。

A. 保健医療政策課長

- 1 基金は法律に基づき、今後の高齢化に対して医療の供給体制を整備することを目的に各都道府県に設置される。県としては、高齢化に伴い医療ニーズも増加することから、必要な病床については今後も確保するよう努めていく。また、住み慣れた地域で今後も良質で適切な医療を提供できるよう、病院の機能分化を図りながら地域に必要な病院を整備するとともに、退院後も在宅医療を提供する仕組みを作るなど、地域の医療資源を効率的、効果的に活用し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療や介護に至るまでの一連のサービスを切れ目なく、また過不足なく提供できるようにしていく。
- 2 本県の基金額は36.5億円、全国では904億円となっている。基金の額は国が人口規模や高齢化の状況、交付申請のために県が提出した計画の内容などを審査した結果であり、近県と比較しても遜色ない金額である。
- 3 2015年度から策定する地域医療ビジョンの中で、2025年の医療提供体制について考えていく。なお、国は地域医療ビジョン策定のガイドラインを2014年度末に示す予定である。
- 4 基金の対象事業の一つの例であり、現在医療関係団体と実施するかどうかも含めて調整を行っているところである。事業を実施する場合には、改めて2月定例会で提案させていただく。スタッフの配置については、現在でも病院に医療ソーシャルワーカーが配置されているが、更に在宅医療の充実のために在

宅医療の拠点へ配置することなども含め考えられる。

- 5 先の9月定例会において医療計画を変更することについて了承いただいたので、医師の派遣を条件とした大学病院及び大学院の公募を行っており、2015年1月5日から1月末まで公募受付を行う予定である。

A. 経営管理課長

- 6 給与制度の総合的見直しについては、知事部局の一般職員の例に準じて改正を予定しているが、病院局の場合、条例事項ではなく、埼玉県病院局職員給与規程での改正である。生涯賃金については、職員個々の勤務形態により異なるため算出していないが、年収ベースでの影響額についてモデルにてお示しする。賃金の影響額は、勤続30年の50歳の看護師長の給与モデルでは、年額約1万2千円の増額が見込まれる。また、55歳の勤続33年の副部長については、約14万5千円程度の減額が見込まれる。

Q. 柳下委員

- 1 医療の現場では、老々介護であったり、病院に入院して3か月を経過すると診療報酬が下がるので退院させられたりする状況があるにも関わらず、国はベッド数を減らしたり、医学部設置を認めないなど医師抑制の方向であるが、医療や介護の現場はひどい状況である。現場の声を十分反映しなければならないと思うが、見通しが甘いのではないか。
- 2 協議の場に現場の声を反映させなければならないと考えるがどうか。

A. 保健医療政策課長

- 1 2025年には75歳以上の高齢者が120万人弱と約2倍になる。この状況をよく認識し、医療関係者などから十分意見を聴いて、医療を必

要とする人いかに効率的で過不足なく医療を提供するかという視点を持って対応していきたい。また、国も大都市圏と地方とは状況が大きく異なるとの認識を持っているので、国の策定する地域医療ビジョンのガイドラインにも注視していきたい。

- 2 地域医療ビジョンは医療計画の一部として作成する。医療審議会や医師会等の関係団体、保険者などの意見をよく聴いて作成していきたい。また、地域医療ビジョンの達成に向けては、医療圏ごとに設けることが予定されている協議の場においても医療関係者の意見を伺いながら進めていく。

◆付託議案に対する討論

柳下委員

第133号議案「埼玉県地域医療介護総合確保基金条例」及び第155号議案「2014年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)」については、関連しているので一括して反対討論を行う。

今回計上されている基金設置についての議案と補正予算案は、安倍政権のもとで成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の具体化である。

この医療・介護総合法は、我が国の高齢化のピークとされる2025年度を目標年度として、医療・介護給付費を抑制する目的で供給体制の再編計画を進めようとしている。高度急性期の病床を削減し、患者を在宅医療や介護へ誘導する仕組みを作るものである。そのための地域医療構想の策定に当たっては、新たに民間病院にもペナルティまで科して規制を行う。

本議案の基金は、この病床再編計画を促進するためのものである。地域医療は、医師不足や看護師不足が進み、医療崩壊と言われるほど深刻な危機にある。今でも早期退院が迫られ、患者はリハビリもないまま在宅に戻されている。

特別養護老人ホームも待機者が多くて入れず、ショートステイの長期利用など、高齢者の漂流している実態が増えている。「病院難民」「介護難民」をこれ以上増やすことは許されない。

したがって、病床再編計画促進の財政支援制度となる基金設置には反対である。

第151号議案「埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」については、県の一般職に準じて、病院局職員の単身赴任手当及び管理職手当の支給基準の改定を行うものである。単身赴任手当の支給対象者の拡大や管理職員特別勤務手当に災害対応のための平日勤務を加えることは評価できる。しかし、この改定は「給与制度の総合的見直し」と一体で行われるものである。給料表の見直しによって、賃金が平均2.5%引き下げられ、50歳代の職員では最大4.4%の引下げになり、これに連動して退職手当も引き下げられる。生涯賃金が42万円も減収となる職員もいる。県民の命を守るために必死に日夜頑張っている病院局の職員給与の引下げは認められない。したがって、このような給与改定と一体となっている本議案に、反対である。

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月15日

◆付託議案に対する質疑（都市整備部関係）

Q. 村岡委員

- 1 第135号議案について、除却、建替えの賛否についての同意基準は、どのようになっているのか。また、敷地売却の同意基準はどのようになっているのか。
- 2 第152号議案について、今回の条例改正は、給与制度の総合的な見直しと一体で行われるものである。給料表の見直しにより若年層の給料は引き上げられるが、それ以外では引き下げられると聞いている。若年層、平均年齢層、高齢層でそれぞれ何%ぐらいの影響を受けるのか。また、生涯賃金が減る人は、最大でどのくらい減るのか。

A. 住宅課長

- 1 敷地売却については、民法の原則により全員同意が原則であるが、今改正により、耐震性不足のマンションに限り、敷地売却制度が創設された。財産権の保障などがあるが、国民の生命、身体の保護を図るという公共性の観点から、特別措置として、区分所有者、議決権、敷地利用権の持ち分の価格の各5分の4以上の同意となっている。

なお、建替えについても、区分所有法、マンション建替え法により5分の4以上の同意となっている。

A. 下水道管理課長

- 2 給料表は1級から10級までであるが、給与制度の総合的な見直しにより1級と2級の一部を除いて全級号給で引下げとなる。給料表は引下げになるが、地域手当については引上げ、単身赴任手当と管理職員特別勤務手当については拡大される。

なお、生涯賃金については、来年度以降の人事委員会勧告の影響もあるため、算出していない。

Q. 村岡委員

- 1 第135号議案について、敷地売却は5分の4以上で可能ということであるが、5分の1の反対者に対しては、法律上、どのような対応となるのか。
- 2 第152号議案について、平均の賃下げ率はどのくらいか。

A. 住宅課長

- 1 反対区分所有者に対しては、売渡請求をし、時価で買い取ることが法律で措置されている。県として、敷地売却事業が円滑に進むよう適切に指導していきたい。

A. 下水道管理課長

- 2 行政職給料表の平均は、2.5%である。

Q. 村岡委員

第135号議案について、それでも、売渡しに反対する場合は、どうなるのか。

A. 住宅課長

敷地売却事業は、円滑に事業を進めていくことが肝要と考えている。円滑に事業が進むよう、指導してまいりたい。

◆付託議案に対する討論

村岡委員

第135議案及び第152号議案に反対の立場で討論を行う。

まず、第135号議案について、この条例は、マ

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により、容積率をアップできる制度を創設したことに伴い、特例許可申請手数料を新たに徴収するための条例整備である。この法律改正の中身は、マンションの耐震化を促進するかのようであるが、実際はマンションの敷地を区分所有者の5分の4の決議で売却を可能とする敷地売却制度である。危険なマンションに対する勧告制度を無くして行政の関与を弱め、居住者の居住の安定よりも、買受人の利益を優先し、反対した5分の1の区分所有者及び賃借人については、強制的な処分を可能とするものである。マンション居住者の多くは永住を望んでおり、安心して住み続けられる耐震改修など現実的な対策が求められている。以上の趣旨から、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に反対であるため、本条例案にも反対である。

次に、第152号議案について、単身赴任手当の支給対象者の拡大と管理職員特別勤務手当に災害への対処等により平日深夜に勤務した場合を加えることのみをみれば賛成だが、この改定は、給与制度の総合的見直しと一体で行われるものである。県人事委員会は、官民較差の解消とあわせ、来年度以降は、国で実施する総合的見直しと同様の賃下げを勧告している。総合的見直しは、給料表の見直しにより賃金は平均2.5%引下げ、幹部職員を除く高齢者ではそれ以上の引下げとなり、退職手当の引下げにつながる。来年度以降の給与体系そのものを変え、ベテラン層を中心に生涯賃金を引き下げることと一体であることから、反対である。

4 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月17日

Q. 村岡委員

- 1 埼玉県内に危険な密集市街地はどのくらいあるのか。その中で、土地区画整理事業で対応する地区はあるのか。
- 2 自助のモデル事業について、草加市・三郷市の重点地区4,000世帯について、家具固定がどの程度進んだのか把握できているのか。
- 3 災害時要援護者対策について、名簿は作っただけでは意味がない。これは市町村の事務ではあるが、作った名簿の活用について県はどのような支援をしていくのか。

A. 市街地整備課長

- 1 川口市の芝地区は県内で唯一国から重点密集市街地の指定を受けている。この地区は土地区画整理事業が計画されていたが実施が困難なので、道路、公園等を個別に整備することにより、密集市街地の改善を進めている。そのほか、富士見市、上尾市、戸田市、蕨市においても土地区画整理事業以外の国の補助制度を活用して密集市街地の改善に取り組んでいる。

A. 危機管理課長

- 2 事前のアンケートを実施しており、来年2月にその後のアンケートを実施する予定であり、それによって進捗を把握したい。

A. 消防防災課長

- 3 名簿を作成するだけでなく、誰が誰をどこに避難させるかなどといった個別計画も含めた対応が必要である。このため、県では、危機管理防災部と個別計画を所管する福祉部が連携して7月と9月に市町村担当者を対象とした説明会を開催した。その中で、マ

ンションの管理組合や自治会などの団体を支援者としたらどうか等、個別計画策定に向けた具体的な提案や他県の先進事例の紹介などの情報提供を行った。災害時には、実際に名簿を活用できるよう福祉部と連携しながら市町村に働き掛けていく。

Q. 村岡委員

川口市では自治会の中に班があり、班長は交代制となっている。各班が要援護者を把握していないと機能しない。地域の人も入れて名簿をどう使うか検討していくことが必要である。県としても指導力を発揮する必要があると考えるがどうか。

A. 消防防災課長

避難行動要支援者対策は行政だけでなく、地域の住民の協力が不可欠である。個別計画の作成に当たっては、実効性のある避難行動につながるよう福祉部と一緒に市町村に働き掛けていく。

5 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年12月17日

Q. 柳下委員

昨年度の本委員会で柳瀬川の水辺再生100プラン整備箇所について質問し、水辺再生課長からは検討会で更なる改善に努めていくという回答があった。その後の状況を伺いたい。また、市民から所沢市議会への陳情で、柳瀬川沿いに防犯灯や健康遊具、ベンチの設置などの要望あったが、県では整備が出来るのか。

A. 水辺再生課長

柳瀬川の100プラン整備箇所について、2012年10月に活動団体等と柳瀬川最上流における川の再生会議を設置し、検討を進めているが、これまでに大きな変化はない。川の再生会議の活動としては、清掃活動等を行っている。河川管理者である県が河川敷地内にベンチ等の設置は行っていない。設置する場合は、地元の市町村から占用許可の申請を出し、県が許可をすることになる。

Q. 柳下委員

川にベンチや防犯灯を設置する場合は、市町村が行なうということなのか。また、県の財政的な支援はないのか。

A. 水辺再生課長

県は、河川敷地内における護岸や堤防、管理用通路といった河川管理施設の整備を行う。ベンチや防犯灯などは、基本的には市町村が占用許可を受けて設置することになる。河川管理者としての財政的な支援はない。

Q. 柳下委員

東川沿いの桜並木は、良い場所であるが、川に降りられない問題がある。問題解決のために

県で何かできないか。

A. 水辺再生課長

東川について、これまで所沢市から相談はない。相談があれば、河川管理者として、県として何が出来るのか、市としてはどうかなど、役割分担を検討していくことは可能と考えている。

6 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月19日

◆付託議案に対する質疑（都市整備部関係）

会議に付した事件並びに審査結果

議案第156号「2014年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち都市整備部関係」（原案可決）

その他

「新たな森建設についての執行停止を解除する決議（案）」を本委員会として提出することを決した。

Q. 村岡委員

- 1 約7億円の補正予算を取り下げた際に「貴重な指摘」があったとの知事答弁があった。この「貴重な指摘」をどう受け止め、再度、補正予算案を提案するに当たってどのような検討を行ったのか。
- 2 特定の県議の親族の土地があることを、知事は知らなかったと言っているが、執行部は知らなかったのか。

A. 公園スタジアム課長

- 1 議会からの指摘ということで、慎重に検討すべきと受け止めた。検討内容としては、当該敷地を除いた場合、公園の機能を発揮させる上で影響があるかを検討した結果、当該土地が全体に占める割合は1～2%程度と小さく、いずれの箇所も整形な土地の西端にあることから影響はないものと判断した。
- 2 親族の土地に関しては正式に確認したのは最近であるが、平成24年2月頃の地元説明会の際に噂として親族の土地があることを耳にした。
議員本人の土地については平成24年1月に説明会を行う関係で地権者の調査を実施して確認した。

Q. 村岡委員

- 1 資料で示されているとはそれぞれどちらか。
- 2 買取り価格はどうか。
- 3 現状の土地利用はどうか。
- 4 土地改良事業等が過去にいつごろ行われているのか。

A. 公園スタジアム課長

- 1 県議会議員の土地が、親族の土地である。
- 2 田の標準的な単価は14,000円から16,000円である。対象地については買収しないのでお答えできない。
- 3 土地利用については、休耕田もあるがほとんどが田である。
- 4 昭和50年頃に、ほ場整備がされたと聞いている。

Q. 村岡委員

- 1 2011年の春日部市の緑の基本計画では「地域環境を守る農地」となっているが、県がここを買収して公園が整備されると整合に欠けると思うがどうか。
- 2 第222回埼玉県都市計画審議会において、複数の委員から「なぜこの土地にしたのか」という疑問が出た。また、ある委員からの「県は田畑を保全していくという考え方が基本的にあると思うが、このような土地を山林にしていくやり方は県の方針と違い疑問に思う」との質問に対し、県公園スタジアム課長（幹事）が「県の施策遂行上、特異なケースであるのではないかと理解している」と答えた。それに対し、他の委員から「特異な例と

いう発言の意味が分からない」と質問があり、幹事は「かなりまとまった面積であり、こういったケースは少ないのではないかという意味で、特異という言葉は御理解いただきたい」と答えている。このような疑問が出るのは自然であると思う。ほ場整備がされ、きれいに整理された田をなぜ公園にするのか。まさにそういう意味では特異な例であるというのは自然な疑問であるし、指摘だと思う。そのような中で、この土地を指定したということについて、県議とその親族の土地があるということが何らかの影響を与えたのではないかと考えるのは自然だと思うが、都市計画審議会でのことも含めて答弁を求める。

A. 公園スタジアム課長

- 1 候補地選定は、2009年度に着手した。候補地の絞込みについては、市町村の総合振興計画や緑の基本計画に位置付けられているところをピックアップして進めてきた。その時点で、春日部市については、1999年に策定した緑の基本計画において「公園的利用を図る土地」との位置付けだったために候補地とした。
- 2 田を公園にすることについては、県の東部地域に緑が少ないことから、みどりの再生を重点的な施策として取組を進めていくこととした。過去にも田畑を公園として整備していることもあり、人家があるところを公園とすることはできないことからこの土地を候補地とした。都市計画審議会においても、そのような説明をした経緯がある。

Q. 村岡委員

2011年に春日部市の緑の基本計画が作られている中で、候補地から外すとか評価点を下げるなど検討すべきだったのではないかと。

A. 都市整備部副部長

県としては、1997年度に策定された春日部市の緑の基本計画に基づき候補地選定をしてきたものである。候補地が決まっていない状況では、春日部市と相談する段階ではなかった。こちらの作業と春日部市の作業の時期が合えば、このような状況にはなかったと考える。

Q. 村岡委員

先ほどの本会議で、知事は「県民から疑念を持たれないようにしたい」と答弁したが、疑念の中身は何か。県としては、どういうものと受け止めているのか。

A. 都市整備部副部長

2013年9月定例会で執行停止を求める決議を受けた。執行部としては、県議会の決議を重く受け止めて、県民から少しでも疑念を持たれるような土地は事業地から外すこととした。

Q. 村岡委員

先ほどの本会議で、知事は「公共工事をやるときに、現職の県議や親族、公職にある方の土地があることは起こりうる。基本的には協力を求めていく方針は変わらない」と答弁したが、そのようなことがあり得るということは分かる。疑惑ではなくて疑念でもなくて、やっていることが間違いないと言うことであれば、この土地を除く必要はないのではないかと。なぜ除外したのか。

A. 都市整備部長

知事答弁で「今でも疑義はないと考えている」との答弁があり、2013年9月定例会での執行停止を求める決議を重く受け止めて、事業に対して県民から少しでも疑念を持たれることがないようにしたい、と考えた結果として答弁している。発言は「李下に冠」ということで理解して

いる。

やはり、県議会の議決は重く受け止めなければならないという知事の思いだと考えている。少しでも疑念を持たれないように、と考えた結果、このような予算案を提出したという決断をしている。その点を理解いただきたい。

Q. 村岡委員

議会から決議を出されたこと自体が、疑念ということとして県民から受け取られることが起こり得る。

2009年度から事業地の選定を行ったという答弁があったが、2008年10月に「みどりと森づくり推進議員連盟」が設立され、議連の会長が土地を所有していた。事業予定が決定したのは議連ができた後である。その予定地内に都市に森をつくろうとしている議員の土地があることが極めて不自然ではないのかが疑問の中心になると思うが、これについて明確に答弁を求める。

A. 都市整備部長

この事業に限らず公共事業の中で県議や公職にある方の土地が含まれていることは過去にもあった。また、今後もあると思う。先ほどの本会議での知事の答弁にもあったが、県議会議員や公職にある方でも、我々は一地権者として御協力をいただくことには変わりはない。そういった中で、結果的に執行停止の決議に至ったが、選定の過程で県議会議員の土地があるから止めようとするのは逆におかしいことである。

このような中で決議をいただいたことを重く受け止めている。

Q. 村岡委員

全ての疑問が払しょくできたとは言えないが、地権者は協力してくれているし、地元から反対の声があるとも聞いていない。農家の皆さんは来年の作付けの準備がある。

今回の問題は、県当局と議会の政治家との間で起こったことで地元の方には何も責任はないが、疑惑を招いたのは事実である。その責任の一端には県側にもある。知事が公共工事の進め方について、従来的な考え方を肯定することについては理解できる。

二度とこのような事態を起こしてはならないと思うがどうか。

A. 都市整備部長

申すまでもなく、貴重な税金で行う事業である。しっかり努め上げるよう当然考えている。今後もそのように努めていく。

◆付託議案に対する討論

なし

◆「新たな森建設についての執行停止を解除する決議(案)」を本委員会として提出する旨の動議についての説明

小久保委員

ただ今配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

2013年9月定例会において、本県議会は「新たな森建設についての執行停止を求める決議」を議決した。

決議は、適正な状況が確認できるまでの間、執行の停止を求めたものであり、知事はこの決議を順守し、新たな森建設事業の執行を停止してきた。

しかし、2014年12月定例会に知事は、新たな森建設費を含む2014年度一般会計補正予算(第5号)を提案したが、慎重に検討する必要が生じたとして取下げにいたった。

その後知事から、同事業を変更する補正予算案の提案があり、県土都市整備委員会で審議され3つの事項を確認した。

事業地から「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員の土地を除く。事業地からその県議会議員の親族の土地を除く。事業区域を拡張する場合は「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員並びにその親族の土地が含まれない北側へ拡張する。の3点である。

したがって、県土都市整備委員会の審議において、適正な状況が確認できたので、新たな森建設についての執行停止を解除するものである。

◆付託議案に対する討論

なし

7 知事提出議案に対する反対討論

2014年12月19日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党を代表して知事提出議案、第133号議案、第135号議案、第137号議案、第147号議案ないし至第155号議案に対する反対討論を行います。

まず、第133号議案「埼玉県地域医療介護総合確保基金条例」及び第155号議案「埼玉県一般会計補正予算」については、関連しているので一括して反対討論をおこないます。

今回計上されている基金設置についての議案と補正予算案は、安倍政権のもとで成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の具体化であります。

この医療・介護総合確保法は、2025年度までに、高齢化のために増加するとみられる医療・介護給付費を抑制するために、高度急性期の病床を削減し、患者を在宅へ誘導するものです。自公両党によって、全野党の反対を押し切って可決されました。

本条例の基金の内容として示されている地域医療構想は、入院病床の医療機能ごとの必要量が、ガイドラインや計算式を示すことによって、厚生労働省の主導で決定されます。これに基づき県は、民間病院に対してペナルティまで科して、病床削減を迫ることになります。

地域医療は、医師不足や看護師不足が進み、医療崩壊といわれるほど深刻な危機にあります。今でも早期退院が迫られ、患者はリハビリもないうまま在宅にもどされています。特養ホームも待機者が多くて入れず、ショートステイの長期利用など、高齢者の漂流している実態が増えていきます。「病院難民」「介護難民」をこれ以上増やすことは許されません。

したがって、病床を削減し患者追い出しにつ

ながる基金設置には反対します。

続いて、第135号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例です。

本条例改正は、国が「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を改正し、建替えるマンションの容積率をアップできる制度を創設したことに伴い、容積率の特例許可申請手数料を新たに徴収するための条例整備です。

同法はマンションの耐震化を促進するかの印象を受けますが、実体は耐震性不足の老朽化マンションの建替えではなく、マンションの敷地を区分所有者の5分の4の決議で売却することを可能とする「敷地売却制度」です。危険なマンションに対する勧告制度をなくして行政の関与を弱め、さらに居住者の居住の安定よりも、デベロッパーなど買受人の利益を優先し、反対した5分の1の区分所有者や賃借人の意向を無視して、強制的な売却を可能とするものです。

マンション居住者の多くは、「永住」を望んでおり、安心して住み続けられるためにも耐震改修など、現実的な対策こそが求められています。

以上の主旨から、わが党は「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の改正自体に反対であり、よって、本条例改正には賛成できません。

次に第137号議案「埼玉県立図書館設置条例及び埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例」は、埼玉県立浦和図書館を廃止にするものです。県教委は、耐震性の確保されていない久喜図書館と浦和図書館を廃館にして、熊谷図書館のみでの運営を計画していましたが、昨年の12月の本議会で、地元久喜市はじめ周辺自治体からの要望により、久喜図書館は耐震補強を行い当面存続すると決定されました。

本定例会には、廃館の中止を求める請願が提

出されております。「交通の便がよく、長年多くの県民に愛され、吉永小百合主演映画の撮影にも使われた由緒ある図書館」を廃館しないでという、さいたま市を中心にした県民の声も重いものがあります。

県教委は、浦和図書館について、地元さいたま市において市立図書館の整備が進行しているとしていますが、県庁所在地である120万都市に24館の市立図書館は、他市と比べて、決して多すぎるとはいえませんが。

したがって、久喜図書館同様、浦和図書館を愛する多くの県民の声を尊重し、耐震補強をして存続すべきと考え、同議案に反対するものです。

次に第148号議案ないし第154号議案については一体的な議案ですので、一括して反対討論を行います。

第148号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」はじめ第149号議案乃至第154号議案は、県職員と教職員の給与について、本年度については官民格差を解消するとして引き上げますが、来年度から実施される「給与制度の総合的見直し」によって、給与表を平均で2.5%引き下げるといふものです。若年層で給与や手当が引き上がる職員もいますが、行政職の50代を中心に年間14万円もの大幅賃下げが行なわれます。50歳の行政職職員が主幹で退職した場合、生涯賃金が42万円の減額となります。このようなベテラン職員いじめの給与制度の見直しは認められないと考え、関連議案全てに反対します。

最後に、第147号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本条例改定は、知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を、2014年度から引き上げるものです。述べてきたように、職員の給与について

は、今年度は引き上げられるとはいえ、来年度からは大幅な賃下げが一体的に準備されています。一方知事の給与の方は、今年度の引き上げのみの提案です。厳しい経済的財政的状况から、職員給与の大改悪からも、知事等の期末手当引き上げは認められません。

以上です。

8 議員提出議案に対する反対討論

日本共産党の村岡正嗣です。

県議団を代表して議第36号「地方税財源の充実強化を求める意見書」案に反対の討論を行います。

本意見書は地方財源の充実強化とともに、法人実効税率の引き下げの検討に当たっては、恒久的な代替財源を確保することを要望するものですが、法人税引き下げを前提としていることから反対です。

安倍政権が検討している法人税減税は、「新・成長戦略」に掲げただけでも2.5兆円、財界の要求をすべて飲めば5兆円という巨額なものです。消費税の3%から5%への引き上げ分が、まるまる法人税の減税に充てられたように、消費税の10%への引き上げ分も、法人税減税の原資に使われることとなります。すでに行われた消費税の8%への増税は、国民の実質賃金を引き下げ、GDPが2期連続マイナスとなるなど景気を破壊しています。意見書案では、6割が地方財源である法人課税の見直しが地方財政に与える影響を懸念していますが、このように原資とされる消費税増税の国民へ与える影響はさらに甚大なものがあります。

日本の法人税実効税率は35%ですが、様々な優遇税制によって大企業の中には10%、20%しか法人税を納めていない企業が多数あります。なかにはある大手自動車メーカーのように5年間法人税を支払わなかった例もあります。EU諸国などと比べて日本の企業負担率が高いわけではありません。

国民には深刻な打撃となる消費税の増税で、それだけでなく負担の軽い大企業負担を引き下げるなどということは認められません。

わが党は、法人税減税を中止すること、「研究開発減税」や「連結納税制度」など、大企業優遇の減税制度を廃止することによって、

2014年12月19日

消費税の10%増税をきっぱり中止できると考えております。

したがって、法人実効税率の引き下げを前提とした本意見書案には賛成できません。

以上です。

9 決算認定議案への反対討論

日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党を代表して第122号議案「2013年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」と第123号議案「2013年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に反対の立場から討論します。主な反対の理由は以下の通りです。

第1に、県立美術館や7つの県営公園をはじめ、すべての県有施設で高齢者に対する施設使用料減免制度を廃止し、新たに高齢者や県民の負担を増やしたことです。県民活動総合センターでは、トレーニング室の利用料が無料から200円となり、高齢者の利用者数は約2,000人も減少しました。高齢者の8割以上は年金収入のみで生活し、その年金も年々削減され、生活はますます厳しくなっています。「節約のため、朝のおかずを朝食と昼食の2回に分けて食べている」など、年金生活者の切実な声です。高齢者の社会参加の促進が求められているときに、負担増はそれに逆行するものです。

第2に、県職員、教育局職員、学校職員定数の削減を行うとともに、県職員管理職手当の減額を1年延長したうえ、新たに副課長級職員等にも減額を広げたことです。また、特例減額として、警察、教職員、公営企業なども含む県職員約6万9千人の給与を引き下げ、総額234億円を削減したことです。特例減額では、50歳主幹級は年間約31万円、課・所長級職員は約50万円もの賃下げとなりました。

さらに、平成25年度は知事部局の職員定数を45人削減し、平成23年度から25年度の3年間で職員定数を300人削減しました。人口10万人あたりの職員数は11.1人と、全国平均の22.8人の半分以下です。今年2月の大雪被害では、職員総出で不眠不休のなかがんばりましたが、職員体

2014年12月19日
制はすでに限界を超えています。また、学校事務職員の削減は教員の多忙化・長時間労働に拍車をかけ、川口市では月の時間外勤務が過労死危険ライン80時間を超える人が8割にもものぼるなどの実態が報告されています。「最小で最強の県庁」との号令のもと職員を削減し、そのうえ賃金の大幅な引き下げで、どうして県民のため、子どもたちのために意欲をもって働き続けられるでしょうか。県民サービス、教育の質の向上のためにも、職員の健康を守るためにも職員定数の大幅増を求めます。

第3に、県立小児医療センターの移転に関する費用が支出されたことです。2013年度には、小児医療センター新病院の事業費が約5億円支出され、総事業費は482億円を見込んでいます。あまりにも巨額と言わなければなりません。

県は現在地に残す機能をようやく明らかにしましたが、患者家族や地元住民が求めてきた「入院・救急機能」とはほど遠く、その要望に応えたものとは到底言えません。患者おきざり、地域おきざりの移転支出は認められません。

第4に、八ッ場ダムの建設費用を支出していることです。八ッ場ダムの県負担金は2013年度で約9億円、負担総額は489億円にのぼっています。最大67億円もの基金事業負担金もいまだ確定しておらず、負担金のさらなる増加が見込まれます。利水にも、治水にも役立たない不要不急の大型公共事業へのこれ以上の支出は中止すべきです。

以上の点から一般会計・特別会計決算認定に反対します。

なお埼玉県公営企業会計決算については、主に県立小児医療センター移転のための支出、八

ッ場ダム建設費の支出、管理職手当の減額及び
特例減額から認定に反対します。

10 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日原	
第122号議案	平成26年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	×	欠	○	欠	○	○	○	○	認定
第123号議案	平成25年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	×	欠	○	欠	○	○	×	○	認定
第127号議案	埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第128号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第129号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第130号議案	埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第131号議案	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第132号議案	埼玉県保健所条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第133号議案	埼玉県地域医療介護総合確保基金条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第134号議案	埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第135号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第136号議案	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第137号議案	埼玉県立図書館設置条例及び埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する	×	○	○	○	○	×	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第138号議案	埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第139号議案	専決処分承認を求めることについて (平成26年度埼玉県一般会計補正予算(第4号))	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	承認
第140号議案	権利の放棄について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第141号議案	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第142号議案	当せん金付証券の発売について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第143号議案	指定管理者の指定について(埼玉会館及び彩の国さいたま芸術劇場)	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	原案可決
第144号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立児童養護施設おお里)	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	原案可決
第145号議案	指定管理者の指定について(埼玉県みどりの村)	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第146号議案	指定管理者の指定について(大宮公園)	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第147号議案	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第148号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第149号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第150号議案	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日下部	中原
第151号議案	埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第152号議案	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第153号議案	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第154号議案	学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第155号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第156号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	×	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第157号議案	埼玉県人事委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	同意
第158号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	同意
第159号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	同意
第160号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	同意
第161号議案	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	同意

(注) 1 各会派及び無所属議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日下部	中原
議第32号議案	安定した介護体制の確立に資する介護報酬改定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第33号議案	中小企業の円滑な事業承継等の支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第34号議案	無戸籍者に対する支援体制の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第35号議案	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第36号議案	地方税財源の充実強化を求める意見書	×	○	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議第37号議案	新たな森建設についての執行停止を解除する決議	○	○	○	○	○	×	欠	○	欠	○	○	×	○	原案可決

(注) 1 各会派及び無所属議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

11 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

・消費税10%への増税の中止を求める意見書案

・政治腐敗の根源である政党助成金の廃止を求める意見書案

消費税 10%への増税の中止を求める意見書案

4月に消費税の税率が5%から8%に引きあげられ、国民の消費は一気に冷え込み、未だに回復する見通しはない。国民総生産（GDP）は、4～6月期に続き7～9月期も2期連続の後退となった。家計調査によると世帯あたりの消費支出は増税後7カ月連続マイナスを続け、実質4%減となった。自動車などの売り上げ減少で、企業の設備投資も落ち込み、民間住宅建設も大幅減が続いている。

この結果、増税反対の世論に押され、安倍首相は、来年10月からの消費税10%増税を延期せざるをえなくなった。しかし、「先送り」はあくまでも増税が前提である。増税反対の国民世論に応えられないばかりか、やがて増税が強行されれば同じように消費を冷え込ませ、暮らし

と経済を破壊することになる。

安倍首相は1年半の「先送り」をした後には、景気の状態がどうであろうと、消費税10%引き上げを行なうと明言している。

消費税は低所得者ほど負担の重い逆進性の高い不公平税制である。今、政府が取るべきは、国民の所得を増やす経済改革と、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革であり、消費税にたよる道とは、決別すべきである。

よって、国においては、消費税の10%への増税は先送りするのではなく、中止をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

政治腐敗の根源である政党助成金の廃止を求める意見書案

安倍内閣の閣僚があいついで辞任し、その他の閣僚や与野党の政治家を含めて「政治とカネ」が大問題となっている。一連の疑惑の原資となっているのは、政党助成金と企業団体献金である。

この政党助成金は、リクルート事件やゼネコン汚職によって企業団体献金への批判が高まり、1995年に導入されたものである。その際に「企業団体献金の5年後禁止」とされていたのに、未だに企業団体献金は存続している。

国民一人あたり250円が、支持もしていない政党に分配される憲法違反の政党助成金は、この20年間で総額6316億円にものぼっている。政党

助成金を受け取っている政党の本部収入に占める割合は、多くが6割を上回り、政党の国営化をすすめている。

金権腐敗政治の弊害を除去するという名目で、導入されたこの制度が、カネに対する感覚をマヒさせ、政治腐敗解決どころか、日本の民主主義を破壊している。

よって、国においては、国民の思想信条を脅かし、日本の民主主義を破壊する政党助成金を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

12. 声明・談話

記者発表

2014年12月19日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

県議会12月定例会をふりかえって

一、埼玉県議会12月定例会は、本日知事提出議案37件 議員提出議案6件を可決・承認・同意して閉会した。この中で、党県議団は15件の議案に反対した。

一、議案の主な反対理由は次の通りである。

埼玉県地域医療介護総合確保基金設置についての議案・第155号議案の補正予算案は、安倍政権のもとで成立した医療・介護総合確保法の具体化である。高齢化のために増加するとみられる医療・介護給付費を抑制するために、高度急性期の病床を削減し、患者の病院追い出しにつながる基金設置は認められない。

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に関連して、容積率の特例許可申請手数料を新たに徴収するための条例である。同法がマンションの敷地を区分所有者の5分の4の決議で売却することを可能とし、強制的な売却を可能とするものであることから反対である。

埼玉県立図書館設置条例及び埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例は、埼玉県立浦和図書館を廃止にするものだが、本定例会には、廃館の中止を求める請願が提出されている。これを尊重し、久喜図書館同様、耐震補強をして存続すべきと主張した。

第148号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」をはじめとした、県職員・教職員の給与関連議案は、本年度については官民格差を解消するとして給与を引き上げるが、来年度から実施される「給与制度の総合的見直し」によって、給与表を平均で2.5%引き下げるというものであり、行政職の50代を中心に年間14万円もの大幅賃下げが行なわれることから認められない。特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、知事・教育長の期末手当の額を、平成26年度から引き上げるもので、職員の給与については、今年度は引き上げられるとはいえ、来年度からは大幅な賃下げが一体的に準備されているにもかかわらず、知事などの方は、今年度の引き上げのみの提案となっている。厳しい経済的財政的状況からも、職員給与の大改悪からも、知事等の期末手当引き上げは認められない。

一、今定例会では村岡正嗣県議が本会議一般質問に立った。

米価暴落問題では農家の危機的状況を指摘し、緊急の実態調査と国に価格保障・所得保障の強化を申し入れるよう求めた。また乳幼児医療費助成制度の対象年齢拡大と、重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限の撤回を求め、さらに、アベノミクスは県内中小企業になんら恩恵がないと指摘し、官公需発注での中小企業向け発注の拡大など、本腰を入れた中小企業振興策を提案した。

公立夜間中学の設立を求めた質問に対し、知事は「国の（議論の）進展に対応できるよう、きちんと課題を整理しておくことが大切」と答弁した。

一、新たな森建設事業について

2013年9月定例会の議会決議以来執行停止となっていた「新たな森建設事業」について、建設事業を促進する2014年度補正予算案が、本定例会に知事より提出された。この事業予定地内には特定県議の土地が含まれていることから、党県議団は「選定過程に疑義が残る以上、県は改めて経過を再調査し、県民の前に明らかにすべきだと考え」（2013年団長談話）執行停止の議会決議に賛成した。

一般質問の最終日（12月11日）、上田知事は、提出した補正予算を撤回し、新たな森建設事業に関わる予算を除いた補正予算を提出し直した。撤回の理由として知事は「本日（自民党より）正式に3点ご指摘いただきました。事業地に特定の県議会議員の土地が含まれていること 事業地に当該特定県議会議員の親族の土地も含まれている。当初の事業計画では20ヘクタールであり、今後どのように拡張するか疑義があること。2点目について私は知らないことでした。・・・慎重に対応するために取り下げました」と本会議で述べた。

定例会最終日知事より、改めて、みどりの少ない都市部における新たな森づくりの推進に関わる経費について、「（新たな森建設事業の）一部の土地の用地購入費を除くこととして」（知事提案説明）第156号議案2014年度補正予算案が提出された。付託を受けた県土都市整備委員会の場で、村岡県議は、2013年7月の都市計画審議会の場で農地と指定されていた地域を、公園用地とすることに複数の委員から疑義が出されていること、2008年に設立された「みどりと森づくり推進議員連盟」の会長が、今回問題になっている現職県議であり、事業の予定地が決まったのは議連ができた後であることなどを指摘し、「このような疑惑を二度と招かないよう県は努めよ」と追及して部長はその旨答弁した。

委員会の場において、自民党より「新たな森建設について執行停止を解除する決議」（案）が提案された。この内容は、事業地から「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員の土地を除く 事業地からその県議会議員の親族の土地を除く 事業区域を拡張する場合は「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員並びにその親族の土地が含まれない北側へ拡張する、の3点である。

党県議団は、全ての疑問が解明されたとは言いがたいが、疑惑の土地が除かれたこと、県として今後このような疑惑を招かないよう最大限努めると回答も得たこと、地元から事業推進に対する反対の声もなく、地権者に責任はないことなどから、補正予算にも決議にも賛成した。（ともに全会派一致で可決）

以上

県政資料・第124号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2014年12月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

